

東松島市告示第 37 号

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市公営企業会計システム更新業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案した者を随意契約の相手方の候補とする手続きを実施するので、下記のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 10 日

東松島市長 渥美 巖



1 プロポーザルの概要

- (1) 業 務 名 令和 8 年度 東松島市公営企業会計システム更新業務
- (2) 業 務 目 的 本市の下水道事業の 3 事業（下水道事業会計、農業集落排水事業会計及び漁業集落排水事業会計）が共同で使用している公営企業会計システムの契約満了時期を迎えることから、引き続き、同事業を共同で使用することができ、予算・決算業務や消費税計算業務において事務処理の効率化による職員の事務負担軽減が図られるシステムへの更新を行うことを目的とする。
- (3) 業 務 内 容 「令和 8 年度 東松島市公営企業会計システム更新業務仕様書」のとおり。
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌開庁日から令和 9 年 3 月 31 日
- (5) 提案限度額
計 17,660,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>

- 構築費用 4,220,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
運用・保守費用 13,440,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※システム運用・保守については、システム構築業者と別途契約を行うものであり、予算議決前の準備行為として実施するため、議会における予算の否決・減額等があったときは、実施の効力を失う場合がある。

2 参加資格事業者の要件等

- (1) 東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（平成 25 年東松島市訓令甲第 13 号）第 4 条の規定に掲げるもの。
- (2) 本業務の公告日時時点で宮城県内に本店、営業所又は支店を有すること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協議会指定のプライバシーマークの認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (4) 令和 3 年度以降、国又は地方公共団体に対し、今回提案するシステムの導入実績があること。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「東松島市公営企業会計システム更新業務簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。

